

北海道病院事業条例及び北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例案（素案）について

第1 改正の趣旨

道立病院は、公立病院としての公共性の確保と公営企業としての経済性の発揮に努めながら、民間医療機関が参入しにくい地域において、医療を提供することを使命としています。

平成28年8月、道立北見病院は、北見赤十字病院の隣接地へ移転し、同病院と連携して、救急患者の受入体制の整備、診療情報の共有などの取組を行っており、その効果が現れてきているところです。

一方、異なる運営主体の病院間では、道立北見病院の医師、看護師等による心臓血管外科チームが速やかに北見赤十字病院で手術を行えないといった医療スタッフの派遣の面で課題があるところです。

加えて、第3次医療圏で人口当たりの医療従事者数が最も少ないオホーツク圏域においては、新たな専門医制度の導入を控え、規模の小さな病院が敬遠される傾向がある中で、医療従事者の確保が大きな課題となっているところです。

これらの課題を解消し、オホーツク圏域における高度医療の確保を図るためには、両病院が一体となって更に連携を深め、相乗効果を高めることが必要であることから、道立北見病院に指定管理者制度を導入することとするため、これらの条例を改正します。

第2 改正内容

1 北海道病院事業条例の一部改正

- (1) 道立北見病院に指定管理者制度を導入する旨を規定します。
- (2) 指定管理者が行う業務は、次のとおりとします。
 - ア 医療に関すること。
 - イ 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - ウ その他北海道病院事業管理者が定める業務
- (3) 当該利用料金を指定管理者の収入とする旨を規定するほか、利用料金の額、利用料金の減免等の規定を設けます。

2 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正

北海道病院事業管理者が管理する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に係る規定を設けます。